

公 示 書

国土交通省中部地方整備局等において、キッチンカー出店管理業務を行うため、庁舎の使用許可を希望する者の公募を、次のとおり公示する。

令和6年2月1日

中部地方整備局長 佐藤 寿延

1. 公募に付する事項

- (1) 件 名 中部地方整備局キッチンカー出店管理業務
- (2) 出店場所 名古屋市中区三の丸2丁目5番1号
(名古屋合同庁舎第2号館 南側駐車場)
- (3) 出店期間 令和6年4月1日から令和6年9月30日まで

2. 対象業者

中部地方整備局等の入居する名古屋合同庁舎第2号館において、キッチンカー出店管理業務を行うため庁舎の使用許可を希望する者で、次に掲げる要件を全て満たす者。

- (1) キッチンカーの設置・運営事業に伴う監督官署への申請や届出等、必要な手続きを完了した飲食物の移動販売を行う者を包括し、かつ、営業の企画及び運営のノウハウを有する運営事業者であること。
- (2) 社員教育及び環境衛生管理が整備されていること。
- (3) 経営の状況、信用度が極度に悪化していない者であること。
- (4) 国税及び地方税を完納していること。
- (5) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与

するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

(8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

(9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

(10) 暴力団又は暴力団員及び(6)から(9)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

3. 対象施設の概要

施設名 名古屋合同庁舎第2号館
所在地 名古屋市中区三の丸2丁目5番1号
名古屋合同庁舎第2号館
職員数 約1,000人

4. 出店条件

(1) 出店場所 名古屋合同庁舎第2号館南側駐車場

(2) 出店台数 1台

(3) 出店期間 令和6年4月1日から令和6年9月30日まで

(4) 出店日 「行政機関の休日に関する法律」第1条に規定する日を除く毎日とする。

ただし、中部地方整備局と出店管理業者が協議して双方が同意すれば営業日の変更は可能とする。

※閉庁日（土曜日及び日曜日当行政期間の休日）を除く。

(5) 使用時間 10時00分～14時00分

※準備及び撤収を含み、営業時間は乙の提案による。

※12時00分から13時00分は必ず営業時間とする。

(売切れの場合を除く)

5. 説明会

応募のための申請方法、施設の概要及び営業にあたっての条件等について、説明を行うので、令和6年2月16日（金）16時までに下記6の問合せ先へ申し込みのうえ、必ず説明を受けること。

なお、説明を受けなかった者の応募は受け付けない。

【説明書の交付期間及び方法】

期 間：令和6年2月1日（木）から令和6年2月16日（金）

までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時から16時まで

場 所：名古屋市中区三の丸2丁目5番1号

名古屋合同庁舎第2号館

国土交通省 中部地方整備局 総務部 契約課にて書面にて交付

6. 施設の使用料について

使用料は、応募者より提案された額とする。但し国が算定する使用料（財務省が定める「使用料算定基準」（【昭和33年1月7日付蔵管第1号「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」の別添第2節 使用料算定基準】以下「使用料算定基準」という。）により算定した使用料）以上の額とする。

使用許可を受けた者は、提案された額を基に、3（4）で定める出店日数に応じた使用料を、別途発行する納入告知書により、指定期日までに全額納入することとする。

7. 公示に関する問合せ先

名古屋市中区三の丸2丁目5番1号

国土交通省 中部地方整備局 総務部 契約課 管財係

電話 052-953-8138